

令和8年度

放課後児童支援員認定資格研修

開 催 要 項

徳 島 県

令和8年度 放課後児童支援員認定資格研修 開催要項

1. 目的

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

2. 主催 徳島県（委託先：特定非営利活動法人 日本放課後児童指導員協会）

3. カリキュラム内容

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解 【4.5時間】
1-① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
1-② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
1-③ こども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
2. こどもを理解するための基礎知識 【6時間】
2-④ こどもの発達理解
2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
2-⑥ 障害のあるこどもの理解
2-⑦ 特に配慮を必要とするこどもの理解
3. 放課後児童クラブにおけるこどもの育成支援 【4.5時間】
3-⑧ 放課後児童クラブに通うこどもの育成支援
3-⑨ こどもの遊びの理解と支援
3-⑩ 障害のあるこどもの育成支援
4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3時間】
4-⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
4-⑫ 学校・地域との連携
5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3時間】
5-⑬ こどもの生活面における対応
5-⑭ 安全対策・緊急時対応
6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3時間】
6-⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
6-⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

4. 実施日程・会場

<徳島会場>定員 100 名

・徳島 JA 会館 本館 1 階すだちホール

〒770-0011 徳島市北佐古一番町 5-12 無料駐車場有

	9/27 (日)	10/10 (土)	10/24 (土)	11/3 (火・休)	11/22 (日)	11/28 (土)
10:15~ 10:30	ガダンス					
10:30~ 12:00	1-①		2-⑦	3-⑧	3-⑨	
13:00~ 14:30	1-②	2-④	2-⑥	4-⑪	5-⑬	6-⑮
14:40~ 16:10	1-③	2-⑤	3-⑩	4-⑫	5-⑭	6-⑯
16:10 ~ 16:30						人材センター説 明・ガイダンス
講 師	中田 周作 (中国学園大学)	佐藤 伸隆 (中国学園大学)	上岡 義典 (四国大学)	豊田 開吏 (放課後児童支援員)	中野 健汰 (放課後児童支援員)	藤原 由加 (放課後児童支援員)

<オンライン>定員 100 名程度 (※100 接続まで)

この会場は ZOOM を使用した、個人接続でのオンライン形式となります。オンラインの性質上、音声
が途切れたり、画面が静止することが多少ありますことをご理解ください。

	9/13 (日)	10/4 (日)	10/12 (月・休)	10/25 (日)	11/8 (日)	11/23 (月・休)
10:15~ 10:30	ガダンス					
10:30~ 12:00	1-①		2-⑦	3-⑧	3-⑨	
13:00~ 14:30	1-②	2-④	2-⑥	4-⑪	5-⑬	6-⑮
14:40~ 16:10	1-③	2-⑤	3-⑩	4-⑫	5-⑭	6-⑯
16:10 ~ 16:30						人材センター説 明・ガイダンス
講 師	中田 周作 (中国学園大学)	住野 好久 (中国学園大学)	上岡 義典 (四国大学)	中山 芳一 (環太平洋大学)	矢吹 一馬 (放課後児童支援員)	久保木睦実 (放課後児童支援員)

5. 応募できる方

以下の（１）（２）のいずれにも該当する方です。

（１） 基準第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当する者

【基準第 10 条第 3 項抜粋】

- 1号 保育士の資格を有する者
- 2号 社会福祉士の資格を有する者
- 3号 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第 9 号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの
- 4号 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者
- 5号 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 6号 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者
- 7号 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 8号 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 9号 高等学校卒業者等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
- 10号 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

（２） 県内の放課後児童健全育成事業所（注）において利用者の支援に従事する職員

（従事しようとする者を含む）

（注）「県内の放課後児童健全育成事業所」は、児童福祉法第 34 条の 8 の規定に基づき、市町村が行う又は市町村長に届け出て行う放課後児童健全育成事業の事業所に限ります。

6. 研修科目の一部免除

こども家庭庁「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン」3（6）「科目の一部免除」ア～ウに該当する方（保育士、社会福祉士、教諭の各有資格者）は、希望により各号に定める科目を免除します。

- ア 保育士「2-④」「2-⑤」「2-⑥」「2-⑦」計 4 科目免除対象
- イ 社会福祉士「2-⑥」「2-⑦」計 2 科目免除対象
- ウ 教員「2-④」「2-⑤」計 2 科目免除対象

7. 必要経費

テキスト代 2,300円 各会場 1 日目に現金と引き換えでお渡しします。オンラインの場合

は、発送時の案内に従って代金を振り込んでいただくようになります。

一部科目修了者の方は、昨年度のテキストをご使用ください。

なお、受講料は無料です。

8. 受講申込方法

現に放課後児童クラブに従事している方はその勤務先を通じて市町村に、それ以外の方は住所地の市町村に必要な書類等をご提出ください。

県及び日本放課後児童指導員協会には受講申込書類を直接送らないでください。

(1) 受講申込締切日 令和8年8月18日(火) 必着

(2) 受講申込に必要な書類等

①	受講申込書 (様式1)	所定の受講申込書に必要事項を記入してください。 (コピー使用可) 縦3cm×横2.4cm無帽正面で申込3ヶ月以内に撮影した写真(裏面に氏名を記入)を貼ってください。
※ ②	基準第10条第3項各号に該当することを証明する書類	各種資格証の写し、卒業証明書、勤務証明書等 (科目の一部免除を希望する場合は、該当する資格を証する書類を添付してください。)
③	放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証(写し)	該当者のみ ③を提出の場合、②の提出は不要です。

※②基準第10条第3項各号に該当することを証明する書類について

受講資格	該当者	証明する書類	注意点
1号	保育士の資格を有する者	次のア~いいずれか1点の写し ア 保育士登録機関登録事務処理センターが交付する保育士証 イ 保育士(保母)資格証明書 ウ 指定保育士養成施設校卒業証明書 エ 保育士養成課程修了証明書 オ 保育士試験合格通知書	・姓が変わっている場合は戸籍抄本が必要
2号	社会福祉士資格を有する者	次のア~いいずれか1点の写し ア 公益財団法人社会福祉振興・試験センターが交付する社会福祉士登録証 イ 社会福祉士試験合格通知書	・姓が変わっている場合は戸籍抄本が必要

3号	高卒等のものであって、2年以上児童福祉事業に従事した者	<p>下記(1)(2)の両方</p> <p>(1) 次のア～ウいずれか1点の写し</p> <p>ア 高等学校若しくは中等教育学校の卒業を証する書類 ・卒業証書、卒業証明書 等</p> <p>イ 学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められたことを証する書類</p> <p>ウ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、または、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であることを証する書類</p> <p>(2) 勤務証明書 (児童福祉事業の例：放課後児童健全育成事業, 保育園, 認定こども園, 放課後等デイサービス, 児童養護施設など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・姓が変わっている場合は戸籍抄本が必要 ・研修終了時まで要件を満たさず場合も含む。その場合は必ず満たす日と時間数を記入すること ・高校生の頃のアルバイト期間を含めることはできない。
4号	教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者	<p>次のア～イいずれか1点の写し</p> <p>ア 教員免許状</p> <p>イ 教育職員免許状授与証明書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・姓が変わっている場合は戸籍抄本が必要
5号	大学にて社会学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学の課程を修めて卒業した者	<p>次のア～イいずれか1点の写し (左記学科を修めて卒業したことを証する書類)</p> <p>ア 卒業証書</p> <p>イ 卒業証明書</p> <p>※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・姓が変わっている場合は戸籍抄本が必要 ・基礎教養での数単位取得などは未該当 ・短大も含む
6号	大学にて社会学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学の課程を修め大学院への入学が認められた者	<p>学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められたことを証する書類(大学院入学許可書等)の写し</p> <p>※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・姓が変わっている場合は戸籍抄本が必要
7号	大学院(社会学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学)の課程を修了した者	<p>次のア～イいずれか1点の写し (左記研究科を修めて卒業したことを証する書類)</p> <p>ア 学位証</p> <p>イ 修了証書</p> <p>※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・姓が変わっている場合は戸籍抄本が必要

8号	外国の大学にて 社会福祉学, 心理学, 教育学, 社会学, 芸術学, 体育学の課程を修めて卒業した者	次のア~イいずれか1点の写し (左記学科を修めて卒業したことを証する書類) ア 卒業証書 イ 卒業証明書 ※日本語以外の書類の場合は、日本語訳を提出してください。 ※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。	・ 姓が変わっている場合は戸籍抄本が必要
9号	高等学校卒業者等であり、2年以上かつ2,000時間以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者	基準第10条第3項第9号に該当する者であることを市町村長が証明した書類 ※市町村に下記(1)(2)の書類を提出のうえ、証明書の発行を依頼してください。 (1) 次のア~イいずれか1点の写し ア 高等学校若しくは中等教育学校の卒業を証する書類 ・ 卒業証書、卒業証明書 等 イ 学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められたことを証する書類 ウ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、または、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であることを証する書類 (2) 勤務証明書 2年以上かつ2,000時間以上放課後児童健全育成事業に類似した事業に従事したことを証明できるもの	・ 姓が変わっている場合は戸籍抄本が必要 ・ 類似する事業例：交付金を受けていない民間の児童クラブ、放課後子ども教室、プレーパークなど（継続的にこどもの遊びや活動に関わる内容に限る。塾や学習のみの支援、単なる見守りなどは含まない） ・ 高校生のアルバイト期間を含める場合は3号ではなく9号
10号	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者(※3)	基準第10条第3項第10号に該当する者であることを市町村長が証明した書類 ※市町村に下記(1)の書類を提出のうえ、証明書の発行を依頼してください。 (1) 勤務証明書	・ 中卒の方を指す。高卒以上の方は3号に該当
☆	前年度一部科目修了者	前年度一部科目修了証(写し)	

※第3号・第9号の方で、日本国外の高等学校を卒業している場合は、卒業証明書類の提出の際に日本語訳も併せて提出してください。なお、第3号・第9号でいう高校卒業程度とは、「学校教育法第90

条第2項の規定により大学への入学を認められた者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者」を基準としますので、証明書類に「high school」と記載されていても、当該国の教育制度によってはその基準に当てはまらない場合があることをご留意ください。

※第1号, 第2号, 第4号～第8号のいずれかに該当する「見込み」の場合は, 卒業見込証明書及び資格取得見込証明書を提出してください。(大学等の最終学年の方を想定しています)

(3) 申し込みにあたって

①会場での集合研修では座席を指定します。視力・聴力・体調等の兼ね合いで座席位置等に配慮が必要な方や、その他研修の受講にあたって事前に申し送りしておくべき事情等がある方は、必ず申込書内の特記事項欄にご記入ください。内容を確認の上、可能な範囲で対応いたします。

なお、研修当日に会場で申し出いただいても内容によっては対応でき兼ねますので、ご了承ください。

②オンラインでは、同じクラブの方と数名で受講する事は可能です。申込書内の特記事項欄と一緒に受講する方全員の氏名をご記入ください。

なお、複数名で一緒に受講をお考えの際は、<オンライン形式での留意事項>の“⑤よくある質問”内にある「Q. オンラインにて同じクラブの方と数名で受講する際、気を付けるべき点はありますか？」の項を併せてご確認ください。

9. 受講申込受理通知書の送付

受講申込が受理された方には、以下の書類を開講日1週間前頃に本人宛に発送します。到着しない場合は、日本放課後児童指導員協会にお問い合わせください。

<受講申込が受理された方へ送付する書類>

*** 受講申込受理通知書 * 日程表 * 会場案内**

*** オンラインは、接続案内, テキスト, 研修資料, 振込案内等研修に必要な書類一式**

10. その他

(1) 受講申込受理通知書が届き、受講が決定した後で受講の辞退を希望する場合は、日本放課後児童指導員協会まで必ず連絡してください。

(2) オンライン受講に関する案内について、申込書に記入されたメールアドレスへ連絡をいたします。誤送信等を防ぐため、メールアドレスの記入にあたって、アルファベットと数字等見間違いやすいものは、注釈や表現をはっきりさせてください。また、記入するメールアドレスはパソコンもしくはタブレットで受信できるものにしてください。(※携帯電話のメールアドレス[=「@docomo.ne.jp」, 「@ezweb.ne.jp」, 「@i.softbank.jp」等]は不可とします。)

あわせて、info@ja-acc.jpの受信設定をお願いします。(セキュリティが高いと迷惑メール扱いとなります)

(3) 申込書類の記載内容に虚偽があった場合、たとえ資格取得後であっても資格を取り消されることがあります。

- (4) 申込書類に記載いただいた情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関することに使用するほか、こども家庭庁への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互利用・提供のために使用します。
- (5) 受講申込書には、受講を希望する会場に印を必ず記入してください。
- (6) 定員割れ・定員超過が発生した場合は、調整を行う場合があります。
- (7) 警報級の暴風・暴風雪・大雪などが予想される場合は、前日夕方5時に実施の有無を判断いたします。尚、中止等の連絡は、実施先となる日本放課後児童指導員協会のホームページに掲載しますので、各自ご確認ください。(予定通り実施する場合は、案内の掲載はありません。)
※ホームページ URL <http://www.ja-acc.jp> ←「日本放課後」で検索ください。
※オンライン受講はこれらの影響を受けませんので、中止になることはありません。
- (8) 必要に応じて、研修実施先（日本放課後児童指導員協会 TEL086-224-4101・研修当日：080-1932-5251）より電話で連絡を差し上げる場合がございますので、電話に出るようにしてください。都合により出れなかった場合は必ず折り返しの連絡をお願いします。
- (9) 研修でグループワークや個人ワークを行うことがあります。ワークの中には放課後児童クラブに勤めていることを前提とした内容も含まれます。3ページにある〈5. 応募できる方〉の要件を満たしていれば、放課後児童クラブでの勤務経験がない方も受講は可能ですが、資格を認定するためのカリキュラムが組まれた研修であることを予めご留意ください。
- (10) この研修では、研修内容の理解確認のため、レポートの提出が課されます（※研修最終日から2週間以内に提出。具体的な提出期限は研修最終日に案内）。レポートは合否を判定するものではありませんが、未提出の場合は修了とはなりません。
- (11) 研修実施にあたり、主催者または研修実施機関の指示に従わない場合や、他の受講者の方に迷惑をかける等、不適切な行為があった場合には、受講の継続を認めない場合があります。

11. 修了後について

24時間の全課程を修了した方に、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を本人宛にお送りします。なお、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由による欠席で全課程修了していない方には、一部科目修了証をお送りします（1年間有効。全課程を修了次第、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付します）。（※出席した科目の評価レポートの提出が必要です。有効期限は1年間のため、欠席した科目は翌年度受講して下さい）。

令和8年度中に基準に該当する見込みで受講された方は、資格を取得されたことを確認できるまで修了証は交付できません。令和8年度中に改めて該当する資格証明書等を徳島県こども未来部こども家庭支援課まで提出してください。

＜オンライン形式での留意事項＞

①ZOOM について

オンライン配信アプリです。ZOOM を初めて利用される方は簡単なセットアップが必要となります。受講決定後、事前にお送りする受講用 URL をクリックいただくと、自動でプラグイン（サインイン）の画面が開きますので、講習開始までにセットアップをお願いします。（通常1分程度で完了します）

※有線 LAN ケーブルを使用したインターネット環境、もしくは Wi-Fi 環境などの高速通信が可能な場所でご受講ください。

※リアルタイム配信のみとなっております。録画受講はできませんのでご了承ください。

※視聴にかかるインターネット通信料はご負担ください。

※スマートフォンでの受講はトラブルが多く、長時間の研修受講には不向きであるため、お勧めできません。

※ネットワークトラブルなどで受講できなかった場合、受講できなかった科目は未修了となります。

※ZOOM の背景はバーチャル映像・フィルタの使用やぼかしは本人確認が難しくなるため禁止です。

②必要機器等

パソコンまたはタブレット（カメラ、マイク機能のあるもの）・インターネット環境

※受講中は出席確認のため、カメラをオンのまま受講いただくことが必須となります。

③過去に起こったトラブル一覧です。ご自身で対応できるスキルがある方の受講をお勧めします。

トラブル		受講者に必要なスキル
メール	<ul style="list-style-type: none"> ・届かない ・誤って削除 ・迷惑メールとなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前にアドレスの受信設定をする ・すぐ確認できるように保存しておく
出席確認	<ul style="list-style-type: none"> ・本人がカメラに写っていない ・ブラックアウトしている ・画面の名前が本人ではない 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分が画面に写っているかを確認する (ZOOM) ・画面の名前を自身の名前に変更する (ZOOM)
画面の見え方	<ul style="list-style-type: none"> ・共有画面が見えない 	<ul style="list-style-type: none"> ・画面表示の操作方法 (ZOOM)
音声	<ul style="list-style-type: none"> ・音が聞こえない、小さい 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンの音量操作方法 ・スピーカーまたはイヤホン接続が必要かの判断
グループワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・話し合いに参加できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・操作説明 (ZOOM : マイクミュート解除) ・マイク機能がついている機器かどうかの把握 ・アプリの設定でマイクがオフになっていないか確認する
ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラックアウト ・オーディオに繋がらない ・画面の静止 	<ul style="list-style-type: none"> ・状態を確認する (LAN で繋ぐ, Wi-Fi に近づく, 他の電磁波機器を利用しない等) ・カメラ機能の確認 ・機器のスペックの把握 (連続使用に耐えうるのか)

④接続テスト日について

○令和8年9月9日（水）10時30分～15時の間いつでも可能

※問題がなければ、数分で終わりますので、必ずテストを行ってください。

※接続や操作に関する質問などもこの時にお受けします。研修当日は出席確認に時間を要するため、個別対応に係る時間が十分にありませんので、ご協力をお願いします。

⑤オンライン研修に関するよくある質問

Q. テキスト代をクラブ等でまとめて支払うことは可能ですか？

可能です。お送りする払込取扱票に対象となる方全員の氏名をご記入の上、お支払いください。

Q. オンラインにて同じクラブの方と数名で受講する際、気を付けるべき点がありますか？

カメラに受講者全員が常時写る環境を整えていただく必要があります。また、研修スライド等の視聴にあたって、2名程度なら通常のパソコン1台で可能と思われませんが、3名以上で受講する場合は画面をテレビやプロジェクターと繋いで拡大していただくなどの対応を各自で行っていただく必要があります。

また、複数で受講される場合、私語をしている様子が見受けられますので、会場で受講する際と同じように私語は謹んでください。

よくあるご質問

Q. 都合で行けない日は、他会場で受講できますか？

他会場への振替受講は可能です。但し、「振替希望届出書」(様式2)を受講する3日前(オンライン会場へ振替希望の場合は7日前)までに日本放課後児童指導員協会事務局に提出してください。(FAX・Eメール・受付時)電話や口頭では受け付けておりません。また、連絡なしで当日来られても受講はできませんのでご留意願います。

Q. 会場に駐車場はありますか？

徳島会場施設内に無料の駐車場がございます。

Q. 遅刻したらどうなりますか？

講義開始後10分以上の遅刻・早退は、欠席扱いとなります。オンラインの場合は画面上で顔が確認できなくなった場合も同様です。欠席となった科目のみ、振替えて受講いただくか、振替えできない場合は、来年度ご受講ください。

Q. 資格証が見当たらないのですが、免除希望しなければ提出しなくてもいいですか？

3号(2年以上、2,000時間実務経験のある方)に該当し、免除科目を希望しない場合は、資格証の添付はなくても構いません。3号に該当することを証明する書類を提出ください。

Q. 免除の科目も受講できますか？

免除対象の科目も受講可能です。現在の視点で学びなおしていただくためにも、ご受講をおすすめします。

●初日に必要な持ち物・会場の詳細案内は、受理通知書と一緒に郵送いたします。

●受講中の留意事項(欠席の場合・レポート)の詳細は、初回ガイダンスでお伝えいたします。

<問い合わせ先> ※お問い合わせいただく前に、この要項を熟読してください。

(受講資格など、受講申込や研修に関すること)

(特非) 日本放課後児童指導員協会 (開局時間：月～金 10時～18時)

〒700-0818 岡山県岡山市北区蕃山町4-5 岡山繊維会館4階

TEL (086) 224-4101 FAX (086) 206-4222 E-mail info@ja-acc.jp

★事務局の長期休業を予定しています。その間は電話が繋がりませんので、用件をメールで送っていただくと折を見てお返事いたします。ご了承ください。

○夏季休業期間：令和8年8月1日(土)～8月11日(火祝)

(その他に関すること)

徳島県子ども未来部 子ども家庭支援課 ひとり親家庭・居場所づくり担当 (担当：梶本)

〒770-8570 徳島市万代町1-1

TEL (088) 621-2731 FAX (088) 621-2843

令和 8 年度 徳島県放課後児童支援員認定資格研修受講申込書

記入年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

※受講者カード欄には氏名のみ記入してください

フリガナ			受講者カード		顔写真 貼付欄
申込者 氏名			受講者番号：		(縦 3cm×横 2.4cm)
生年月日	昭・平	年	月	日生	
連絡がつく 電話番号			令和 8 年度 徳島県放課後児童支援員認定資格研修		
連絡がつく メールアドレス (オンライン受講の方必須)	※アルファベットと数字等見間違えやすいものは、注釈や表現をはっきりさせて下さい。 ※info@ja-acc.jp の受信設定をお願いします。携帯メールアドレスは不可				
自宅住所	〒 _____				
基準省令第10条第3項第1～10号で該当するもの1つに✓	() 1号 保育士の資格を有する者(資格証)(注1) () 2号 社会福祉士の資格を有する者(資格証)(注2) () 3号 高卒以上かつ2年以上児童福祉事業に従事した者(注3) (卒業証明書・勤務証明書) () 4号 教育職員免許法に規定する免許状を有する者(資格証)(注4) () 5号 大学において指定の課程を修了した者(卒業証明書) () 6号 大学で指定の課程を修了し大学院に進学した者 (大学院入学認定書類) () 7号 大学院において指定の課程を修了した者(卒業証明書) () 8号 外国の大学で指定の課程を修了した者(卒業証明書) () 9号 高卒かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者(卒業証明書・勤務証明書) () 10号 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者(勤務証明書)				
	(注1) 保育士「2-④」「2-⑤」「2-⑥」「2-⑦」計4科目免除対象 (注2) 社会福祉士「2-⑥」「2-⑦」計2科目免除対象 (注3) 現職の方は9号ではなく、基本的に3号となります。 (注4) 教員「2-④」「2-⑤」計2科目免除対象				
勤務先 クラブ名					
勤務先 住所	〒 _____				
勤務先 電話番号	() _____	-	勤務先 FAX 番号	() _____	-
受講希望 会場に✓	<input type="checkbox"/> 徳島 <input type="checkbox"/> オンライン				
特記事項欄 (必要な方のみ)	※研修受講にあたっての申し送り事項、もしくはオンライン会場で一緒に受講する方の氏名を記載				

※本申込書に記載された情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関することに使用するほか、こども家庭庁への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互利用・提供のために使用します。

振替希望届出書

受講会場			
受講者番号			
フリガナ			
申込者氏名			
自宅住所	〒 —		
メールアドレス ※オンラインへ振替の方は必須	※アルファベットと数字等見間違いやすいものは、注釈や表現をはっきりさせて下さい。 ※info@ja-acc.jpの受信設定をお願いします。受信設定されていない携帯メールアドレスは不可		
連絡のつく電話番号	() —	※FAX番号	() —
振替希望会場			
振替希望日	⇒		

※受講者番号は初日に通知いたしますので、振替希望届出書の提出が早い場合は未記入で構いません。

送り先：日本放課後児童指導員協会

FAX (086) 206-4222 E-mail info@ja-acc.jp

※受付済のリファックスをしますので、必ず FAX 番号をご記入ください。

※メールの場合は上記内容をメール本文に直接記載して送信してもらっても構いません。

※提出から3日以上経過しても返信がない場合は、日本放課後児童指導員協会までお電話ください。

※オンラインへの振替の場合は、事前に資料を送付する都合がありますので、7日前までに連絡をお願いします。